

令和4年度重要技術管理体制強化事業（安全保障上重要となる機微技術の流出防止に係る調査）に係る入札可能性調査実施要領

令和4年6月6日
経済産業省
貿易経済協力局
安全保障貿易管理政策課技術調査室

経済産業省では、令和4年度重要技術管理体制強化事業（安全保障上重要となる機微技術の流出防止に係る調査）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

機微技術を含む貨物の適切な海外移転は、国際的な平和と安全の維持へ寄与するとともに、我が国の産業基盤の維持・強化に資するものである。そのため、輸出にあたっては、安全保障環境や産業基盤に悪影響を与えないように適切な技術流出防止策を併せて実施していくことが極めて重要である。

本事業は、我が国の機微技術の流出を防止するための方策について、ハード、ソフトの両面に関するリバース・エンジニアリング対策技術（以下「RE対策技術」という。）に係る調査を行い、得られた成果の実装を推進することにより、迅速、かつ、厳格な管理下における適切な機微技術を含む貨物の移転に寄与することを目的とする。

(2) 事業の具体的内容

最新の国内外のリバース・エンジニアリング（以下「RE」という。）の脅威、対策状況等を調査し、RE対策技術の手引き書を作成するとともに、その内容等について関連企業に対して幅広く普及し、RE対策技術の実装を推進する。

また、RE 対策技術の試験研究が必要な分野の調査及び分析を実施する。

①調査事項

- リバース・エンジニアリングの脅威
- 我が国及び諸外国の RE 対策技術
- 諸外国の RE 対策技術に係る施策
- RE 対策技術の試験研究が必要な分野

②「RE 対策技術の手引き書」の作成

調査事項の内容を関連企業等向けに取りまとめた RE 対策技術の手引き書を作成する。

③関連企業への普及

作成した手引き書等について関連企業への説明会を実施し普及を行う。

④RE 対策技術として試験研究が必要な技術の分析

調査結果、関連企業からのニーズ等を総合的に分析して、試験研究が必要な技術を案出する。

(3) 実施方法

①調査実施方法

○オープンソースによる調査

調査事項の内容を把握するため、オープンソース（文献、インターネット、ニュース、論文、特許等）から情報収集及び整理を実施すること。その際、現地語の情報ソースを必ず活用すること。報告書においては、使用した出典を明確化すること。

○有識者へのヒアリング調査

調査にあたっては、必要に応じて国内外の有識者・専門家等からヒアリングを実施する。この際、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、オンラインでのヒアリング等も可能とする。なお、ヒアリングの実施については、受託者が提案し、経済産業省と相談・調整の上、決定するものとする。

○国内外の展示会、会議における情報収集

調査にあたっては、必要に応じて国内外の展示会、会議等に参加して情報収集を実施する。この際、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、オンラインでの参加も可能とする。なお、国内外の展示会、会議への参加については、受託者が提案し、経済産業省と相談・調整の上、実施要領について決定するものとする。

②関連企業への普及方法

○関連企業を参集して、調査結果等を普及するための説明会を開催するも

のとする。

○説明会は、「リバース・エンジニアリング対策の手引き書」の内容を確実に普及する目的に鑑み、参加企業の範囲や実施回数を適切に設定し開催すること。具体的には、受託者が説明会の実施計画を提案し、経済産業省と相談・調整の上、決定するものとする。

○説明会は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、オンラインでの実施も可能とする。

③リバース・エンジニアリング対策技術の試験研究が必要な分野の分析方法

○試験研究が必要な分野は、関連企業からRE対策に係る試験研究のニーズを幅広く収集するとともに、必要に応じて国内の有識者・専門家等を参集した検討会を実施して案出する。

○検討会の実施については、受託者が提案し、経済産業省と相談・調整の上、決定するものとする。

○案出された試験研究が必要な技術は、具体的な試験内容、試験・研究に要する期間・経費等を明らかにする。

④調査報告書の作成・報告

○令和4年10月28日までに、調査の中間報告会を実施し、実施した調査内容について説明を行う。

○令和5年2月28日までに調査結果を取りまとめた調査報告書を作成し、提出するものとする。また、調査結果について経済産業省に対して最終報告会を開催し説明を行うものとする。

⑤留意事項

○ヒアリング、普及のための説明会、検討会の実施時には議事録を作成し、速やかに経済産業省に提出すること。

○「リバース・エンジニアリング対策の手引き書」の作成にあたっては、必要に応じて過年度に実施した試験研究の内容について、当該研究を実施した事業者からヒアリングを行うこと。また、事業期間を通じてそのための体制を構築すること。

○本調査の進捗状況について、月1回を基準として経済産業省に報告すること。

○調査報告書

・調査報告書は日本語により作成し、その記述は、努めて図表、写真等を用いて分かりやすく説明するものとする。なお、根拠については可能な限り明示するものとする。公刊資料等から参照・引用した文言、図表、写真等は、当該資料を出処及び引用・参照箇所を分かり易く適切に記載するものとし、ヒアリング等による調査に基づくものはその

旨記載するものとする。

- ・調査報告書で記載された重要な技術専門用語について、脚注を加える等、理解を容易にするように努めるものとする。ただし、和訳困難な語句及び略語は、経済産業省と調整の上、原文のみを記述又は和文併記するものとする。
- ・公開資料等から参照・引用した文言、図表、写真等は、当該資料の出処及び引用・参照箇所を分かり易く適切に記載すること。Webサイトから引用・参照を行う場合には情報源の信頼性確保のため、可能な限り一次情報源を使用すること、複数の情報源を調査すること等に留意すること。

○本調査によって知り得た各種情報については、適切な保全管理に努め、外部への漏えい、紛失等が無いよう注意すること（調査作業を行うパソコンでは、ウイルス対策ソフトの導入や、ファイル共有ソフトを使用しない等の措置を講じること）。

(4) 事業期間

委託契約締結日から令和5年2月28日まで（予定）

(5) 事業実施条件

特になし

2. 説明会の開催

以下日時に「teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和4年6月9日（木）10時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和4年6月10日（金）10時00分

3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。
 - ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。
 - ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易管理政策課 技術調査室 宛て
E-mail gijutsu-chosa@meti.go.jp
※E-mail にてご提出願います。

6. 提出期限

令和4年6月25日（土）10：00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。